

1 回目の加盟国協議に諮られている I S P M 案に対する 我が国のコメント案

1 種子の国際移動

【該当箇所】目視検査（パラ 134、135）

【コメント案】以下の通り修正する。

（原文）

[134] ~~Inspection of coated seeds may not be appropriate~~ Inspection of seeds that are coated, pelletized, or embedded in tape, mats or any other substrate may require removing the covering by washing and breaking because the coating those covering material reduces the ability to see the seed or symptoms of the pest on the seed.

[135] ~~The NPPO of the importing country may request the NPPO of the exporting country to provide a sample of the seeds before coating, to assess the pest risk and in order to determine if import requirements will be necessary.~~

（仮和訳）

[134] ~~コーティング剤被覆剤は種子や種子の病徴を見えにくくするため、コーティング種子の目視検査は適さないかもしれない~~ コーティング、ペレットティング、又はテープ、マットその他の資材に封入された種子の目視検査は、洗浄や粉砕により被覆剤の除去が必要となり得る。

[135] ~~輸入国 NPPO は、病害虫リスクを評価し、輸入要件が必要かを決定するため、輸出国 NPPO に対し、コート前の種子のサンプルを提供するよう要求することができる。~~

【理由】

[134] コーティング種子等の目視検査は、洗浄や粉砕によりコーティング剤等を除去した後に実施することが可能であるため。コーティング種子以外の加工種子についても例示することが妥当であるため。

[135] 輸入要件を決定する際のリスク評価は通常、文献等に基づいて行われ、生種は必ずしも必要としないため。

【該当箇所】 小ロット種子のサンプリング（パラ 142、143）

【コメント案】 以下の通り修正する。

（原文）

[142] Testing of samples taken from small lots when statistically valid samples are required as per ISPM 31:2008 may result in the destruction of ~~an unacceptably~~ a large proportion of the lot. In such cases, equivalent means of meeting phytosanitary import requirements should be explored. Some examples are:

[143] 1. fixed proportion samples (e.g. 10% or less of the seed lot)

[143] 2. reduced sample size

[143] 3. testing plant materia from mother plants (e.g. plant tissue)

（仮和訳）

[142] ISPM No.31:2008 のとおり統計的に有効なサンプルが要求される場合、小ロットからのサンプルを検定することは、ロットのうち容認しがいほどの大部分が破壊される可能性がある。このような場合は、輸入植物検疫要求事項を満たす同等な手法を探究すべきである。以下が例として挙げられる：

[142] 1. サンプル比率の固定（例：種子ロットの 10 %以下）

[143] 2. サンプルサイズの引き下げ

[143] 3. 母本由来の植物材料（例：植物組織）の検定

【理由】

小ロット種子の検定には、10 %を下回るサンプリングも行われているため。

【該当箇所】 検査記録の保管期間（パラ 178）

【コメント案】 以下の通り修正する。

（原文）

[178] Because seeds may be stored for many years before being exported or re-exported, records on origin, phytosanitary procedures applied and international movements should be retained for at least ~~five~~ ten years and made available to the NPPO of the importing country upon request.

（仮和訳）

[178] 種子は輸出又は再輸出前に長年貯蔵し得ることから、原産地、適用された植物検疫手続及び国際移動に関する記録が、最短 5 10 年間保存されるべきであり、要求に応じて輸入国 NPPO が利用できるようにするべきである。

【理由】

輸出・再輸出前に 5 年以上保管される種子があり、10 年間程度が妥当であるため。

2 中古車両、機械及び装置の国際移動

【該当箇所】 清浄性証明に関する要件（パラ 82）
清掃及び処理施設の認可（パラ 84）

【コメント案】

（原文）

[82] Requirements for documentation, to help demonstrate consignments have been cleaned (e.g. an importer declaration, a cleaning declaration, a treatment certificate, photographic evidence or a phytosanitary certificate), should be determined by the NPPO of the importing country in relation to the identified pest risks in consultation with the NPPO of the exporting country where necessary.

[84] The NPPO of an exporting country may authorize ~~cleaning and treatment facilities inspection and certification systems~~ for used vehicles, machinery and equipment. If an authorization system is in place, the NPPO of the importing country may verify compliance through import inspections at a reduced frequency.

（仮和訳）

[82] 積荷が清掃されたことを示す証拠文書（例えば、輸入者の申告、清掃申告、処理証明書、証拠写真又は植物検疫証明書）の要件は、有害動植物リスクに関連して、必要に応じて輸出国 NPPO と協議の上、輸入国 NPPO によって決められるべきものである。

[84] 輸出国 NPPO は中古車両、機械及び装置の清掃及び~~処理施設~~ 検査及び証明システムを認可することができる。認可システムがある場合、輸入国 NPPO は頻度を減らした輸入検査によってコンプライアンスを証明することができる。

【理由】

[82] 積荷の清浄性証明に関する要件を輸入国が決定する際には、必要に応じて輸出国の状況（法令、検査体制、検査施設等）が考慮されることが妥当であるため。

[84] 認可の対象は、清掃及び処理施設を包含する検査・証明に関するシステムが想定されるため。

3 規制有害動植物のための植物検疫措置 (ISPM 28 付属書)

○ 低温処理

- ① チチュウカイミバエに対するネーブル種及びバレンシア・レイト種の低温処理 (2010-103)
- ② チチュウカイミバエに対するクレヌレス種クレメンティンの低温処理 (2010-102)

【全体意見】

【コメント案】

国際基準として幅広い国で適用可能な低温処理基準を策定するに当たっては、様々な環境で十分な殺虫率を示す処理基準であるかを検証することが望ましい。提案されている基準案は限られた試験データに基づくものであるため、各国で実際に使用されている処理基準や入手可能な試験データを収集した上で、処理基準案の妥当性を比較検討することが必要である。

【個別意見】 ① チチュウカイミバエに対するネーブル種及びバレンシア・レイト種の低温処理

本基準案の処理基準（2℃）は、本年の IPPC 総会（CPM9）に提案された処理基準案「チチュウカイミバエに対するオレンジの低温処理 (2007-006A)」と同じだが、処理時間は本案（16日間）の方が2日間短い。他の処理基準案等と比較検証する必要がある。

（参考）CPM-9 で提案された処理基準案

ネーブル種 2℃、18日間又は3℃、20日間

バレンシア種 2℃、18日間又は3℃、20日間又は2℃、21日間

○ 蒸熱処理

- ③ ミカンコミバエに対するソロ種パパイヤの蒸熱処理 (2009-109)
- ④ チチュウカイミバエに対するマンゴウの蒸熱処理 (2010-106)
- ⑤ *B.melanotus* 及び *B. xanthodes* に対するパパイヤの強制通風加熱処理 (2009-105)

【該当箇所】 全体意見
【コメント案】 蒸熱処理では、果実のサイズや品種の差違が殺虫率に影響を及ぼすことが報告されているので (Yoshinaga et al. (2009)、Omura et al (2014))、適用範囲は品種レベルとするべきである。

【個別意見】 ③ミカンコミバエ対するソロ種パパイヤの蒸熱処理 (2009-109)
【コメント案】 (1) 根拠文献である Corcoran (2001)、Santos (1996) の論文が公開されておらず、技術的な検討が困難であるため、処理基準案の根拠論文は可能な限り、加盟国に提供されるべきである。 (2) 本基準案は <i>B. dorsalis</i> を対象害虫としているが、根拠論文が作成されたフィリピンには <i>B. dorsalis</i> が生息していないとの調査 (The <i>Bactrocera dorsalis</i> complex of fruit flies in Asia; Drew & Hancock (1994)) があるため、根拠論文で <i>B. dorsalis</i> が供試されたか確認する必要がある。 (3) 本基準案の ED99.86 (供試虫数 2140 頭に相当) は、既採択の ISPM 処理基準の ED (99.99 程度、供試虫数 3 万頭に相当) と比較して明らかに低い。

【個別意見】 ④ チチュウカイミバエに対するマンゴウの蒸熱処理 (2010-106)
【コメント案】 本基準案の根拠文献によれば、供試果実はケンシントンであることから、適用範囲は <i>Mangifera indica</i> (L.) var. <i>Kensington</i> に限定されるべき。

【個別意見】 ⑤ <i>B.melanotus</i> 及び <i>B. xanthodes</i> に対するパパイヤの強制通風加熱処理 (2009-105)
【コメント案】 (1) 蒸熱処理では、果実のサイズや品種の差違が殺虫率に影響を及ぼすことが報告されているので、適用範囲は品種レベルとするべきである。 (2) 根拠論文によれば、試験は相対湿度は 90% 以上で処理した蒸熱処理であるため、本試験は蒸熱処理である。

○ 放射線処理

- ⑥ ヨーロッパアワノメイガに対する放射線 (照射) 処理 (2012-009)
特にコメントなし。

4 規制有害動植物の診断プロトコル (ISPM 27 付属書)

以下の点についてコメントを提案する。

1 Phytoplasmas

- (1) 特別な設備や試薬を必要とせず、大量のサンプルの診断に利用できる DAPI 染色法を、病徴観察の後のスクリーニングとして追加すること。
- (2) 検出の流れを分かり易くするため、フローチャートを追加すること。

2 *Erwinia amylovora* (火傷病)

- (1) 寄主植物の病徴写真を追加すること。
- (2) 本病菌の検出法として記載されている LAMP 法についての国際特許に係る情報を注釈として追加すること。
- (3) 病原体に関する情報(パラ 6)に伝播経路を追加すること。

3 *Anastrepha* 属

- (1) *A. fraterculus* について、*A. fraterculus* species complex として統一すること。

4 *Ditylenchus dipsaci* 及び *D. destructor*

特にコメントなし